

| 改 正 後                          |  |       |          |  |
|--------------------------------|--|-------|----------|--|
| 別表 1                           |  |       |          |  |
| 優良住宅地等のための譲渡に関する証明書類等の区分一覧表    |  |       |          |  |
| 1 優良住宅地等のための譲渡（措置法第31条の2第2項関係） |  |       |          |  |
| 譲渡の区分                          | 添付すべき<br>証明書類  | 発 行 者 | 根 拠 条 項  | 備 考                                    |
| ②の2 ……                         | 当該土地等を<br>※1の(1)又は(2)<br>に掲げる土地等<br>の区分に応じそ<br>れぞれ※2に定<br>める事業の用に<br>供するために買<br>い取った旨を証<br>する書類（当該<br>土地等の所在地<br>の記載があるも<br>のに限る。） | ……    | ……<br>…… | ※1 ……。<br>(1) ……<br>(2) ……<br>※2 ……。   |
| ⑦ ……                           | (イ) ……<br>(ロ) ……<br>(ハ) 都市再生事<br>業の用に供す<br>るために買い<br>取った旨を証<br>する書類（土<br>地等の買取り<br>をする者が独<br>立行政法人都                                | ……    | ……       | ※ ……。<br>(1) ……。<br>(2) ……。<br>(3) ……。 |

| 改 正 前                          |   |       |          |  |
|--------------------------------|---|-------|----------|--|
| 別表 1                           |   |       |          |  |
| 優良住宅地等のための譲渡に関する証明書類等の区分一覧表    |   |       |          |  |
| 1 優良住宅地等のための譲渡（措置法第31条の2第2項関係） |   |       |          |  |
| 譲渡の区分                          | 添付すべき<br>証明書類   | 発 行 者 | 根 拠 条 項  | 備 考                                    |
| ②の2 ……                         | 当該土地等を<br>※1の(1)又は(2)<br>に掲げる土地等<br>の区分に応じそ<br>れぞれ※2に定<br>める事業の用に<br>供するために買<br>い取ったもので<br>ある旨を証する<br>書類（当該土地<br>等の所在地の記<br>載があるものに<br>限る。） | ……    | ……<br>…… | ※1 ……。<br>(1) ……<br>(2) ……<br>※2 ……。   |
| ⑦ ……                           | (イ) ……<br>(ロ) ……<br>(ハ) 都市再生事<br>業の用に供す<br>るために買い<br>取った旨を証<br>する書類（土<br>地等の買取り<br>をする者が独<br>立行政法人都   | ……    | ……       | ※ ……。<br>(1) ……。<br>(2) ……。<br>(3) ……。 |

| 改 正 後 |   |  |  |  | 改 正 前   |  |   |   |  |
|-------|---|--|--|--|---|--|---|---|--|
|       | 市再生機構である場合には、当該書類及び協定に基づき <u>買い取った旨を証する書類</u> ) |  |  |  |   | 市再生機構である場合には、当該書類及び協定に基づき <u>買い取ったものである旨を証する書類</u> )   |   |   |  |
| (廃 止) |   |  |  |  | ⑧ 都市再生特別措置法第67条に規定する認定整備事業計画に係る同条に規定する都市再生整備事業(※)の同法第65条に規定する認定整備事業者(当該認定整備事業計画に定めるところにより当該認定整備事業者と当該区域内の土地等の取得に関する協定を締結した独立行政法人都市再生機構を含む。)に対する土地等の | (イ) 都市再生整備事業が都市再生特別措置法第67条に規定する認定整備事業である旨を証する書類の写し<br>(ロ) 都市再生整備事業が※(1)～(3)の要件を満たすものである旨を証する書類の写し<br>(ハ) 都市再生整備事業の用に供するために買い取った旨を証する書類(土地等の買取りをする者が独立行政法人都市再生機構である場合 | 国土交通大臣<br><br>国土交通大臣<br><br>土地等の買取りをする者 | 措置法31条の2 2項8号 措置法令20条の2 8項 措置法規則13条の3 1項8号・3項 | ※ 特例の対象となる「都市再生整備事業」は、次に掲げる要件を満たすものに限る。<br>(1) その事業に係る認定整備事業計画において建築面積が1,500㎡以上である建築物の建築をすることが定められていること。<br>(2) この事業の施行される土地の区域の面積が0.5ha以上 |

| 改 正 後   |                            |                |                                     |       | 改 正 前  |                                   |                |   |  |
|---|----------------------------|----------------|-------------------------------------|-------|--|-----------------------------------|----------------|---|--|
|   |                            |                |                                     |       | 譲渡で、当該譲渡に係る土地等が当該都市再生整備事業の用に供されるもの(②～⑦までに掲げる譲渡に該当するものを除く。) | には、当該書類及び協定に基づき買い取ったものである旨を証する書類) |                |   | であること。<br>(3) 都市再生特別措置法第2条第2項に規定する公共施設(道路、公園、広場、下水道、緑地、河川、運河及び水路並びに防水、防砂又は防潮の施設並びに港湾における水域施設、外郭施設及び係留施設)の整備がされること。 |
| ⑧ ……、当該譲渡に係る土地等がこれらの事業の用に供されるもの(②～⑦に掲げる譲渡に該当するものを除く。) | (イ) ……<br>(ロ) ……<br>(ハ) …… | ……<br>……<br>…… | 措置法31条の2 2項8号<br>措置法規則13条の3 1項8号・4項 | ※ ……。 | ⑧の2)……、当該譲渡に係る土地等がこれらの事業の用に供されるもの(②～⑧に掲げる譲渡に該当するものを除く。)    | (イ) ……<br>(ロ) ……<br>(ハ) ……        | ……<br>……<br>…… | 措置法31条の2 2項8号の2<br>措置法規則13条の3 1項8号の2・4項 | ※ ……。  |

| 改 正 後   |        |    |                   |                                       | 改 正 前   |        |    |                   |  |
|---|--------|----|-------------------|---------------------------------------|---|--------|----|-------------------|--|
| <p>(8の2) 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（以下「所有者不明土地法」という。）（平成30年法律第49号）第13条第1項の規定により行われた裁定（※1）に係る所有者不明土地法第10条第2項の裁定申請書に記載された同項第2号の事業を行う当該裁定申請書に記載された同項第1号の事業者に対する次に掲げる土地等の譲渡（当該裁定後に行われるものに限る。）で、……</p> <p>(イ) ……</p> <p>(ロ) ……</p> | (イ) …… | …… | 措置法31条の2 2項8号の2   | ※1 ……、                                | <p>(8の3) 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（以下「所有者不明土地法」という。）（平成30年法律第49号）第13条第1項の規定により行われた裁定（※1）に係る同法第10条第2項の裁定申請書に記載された同項第2号の事業を行う当該裁定申請書に記載された同項第1号の事業者に対する次に掲げる土地等の譲渡（当該裁定後に行われるものに限る。）で、……</p> <p>(イ) ……</p> <p>(ロ) ……</p> | (イ) …… | …… | 措置法31条の2 2項8号の3   | ※1 ……、                                   |
|   | (ロ) …… | …… | 措置法令20条の2 8項      | 所有者不明土地法第18条の規定により失効したものを除く。          |   | (ロ) …… | …… | 措置法令20条の2 9項      | 同法第18条の規定により失効したものを除く。                   |
|   | A ……   | …… | 措置法規則13条の3 1項8号の2 | ※2 ①から②の2)まで又は④から⑧までに掲げる譲渡に該当するものを除く。 |   | A ……   | …… | 措置法規則13条の3 1項8号の3 | ※2 ①から②の2)まで又は④から⑧の2)までに掲げる譲渡に該当するものを除く。 |
|   | (A) …… | …… |                   | ※3 ……                                 |   | (A) …… | …… |                   | ※3 ……                                    |
|   | (B) …… | …… |                   | ※4 ……                                 |   | (B) …… | …… |                   | ※4 ……                                    |
|   | B ……   | …… |                   |                                       |   | B ……   | …… |                   |  |
|   | (A) …… | …… |                   |                                       |   | (A) …… | …… |                   |  |
|   | (B) …… | …… |                   |                                       |   | (B) …… | …… |                   |  |
|   | (C) …… | …… |                   |                                       |   | (C) …… | …… |                   |  |

| 改 正 後   |   |      |   |  | 改 正 前   |  |      |  |  |
|---|---|------|---|--|---|--|------|--|--|
| ⑨ ……、当該譲渡に係る土地等が当該事業の用に供されるもの(⑥～ <u>⑧の2</u> )に掲げる譲渡に該当するものを除く。)   | 当該マンション建替事業に係る施行再建マンション(※2)が措置法令第20条の2第9項に規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定める基準に適合することにつき都道府県知事(市の区域内にあっては、当該市の長)の証明を受けた旨及び当該土地等を当該請求又は申出に基づき当該マンション建替事業の用に供するために買い取った旨を証する書類 | ………… | 措置法31条の2<br>2項9号<br>措置法令20条の2<br><u>9項</u><br>措置法規則13条の3<br>1項9号<br>イ     | ※1 ……。<br>※2 ……。                               | ⑨ ……、当該譲渡に係る土地等が当該事業の用に供されるもの(⑥～ <u>⑧の3</u> )に掲げる譲渡に該当するものを除く。)   | 当該マンション建替事業に係る施行再建マンション(※2)が措置法令第20条の2第10項に規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定める基準に適合することにつき都道府県知事(市の区域内にあっては、当該市の長)の証明を受けた旨及び当該土地等を当該請求又は申出に基づき当該マンション建替事業の用に供するために買い取った旨を証する書類 | ………… | 措置法31条の2<br>2項9号<br>措置法令20条の2<br><u>10項</u><br>措置法規則13条の3<br>1項9号<br>イ | ※1 ……。<br>※2 ……。                               |
| <u>⑨の2</u> ……、これらの譲渡に係る土地等がこれらのマンション建替事業の用に供されるもの(⑥～ <u>⑧の2</u> ) | (イ) 一定の建築物(※2)に該当すること及びマンション建替事業(※4)に係る施行再建マンション(※3)  | ………… | 措置法31条の2<br>2項9号<br>措置法令20条の2<br><u>9項・10項</u><br>措置法規則13条の3<br>1項9号<br>ロ | ※1 ……。<br>※2 ……。<br>※3 ……。<br>※4 ……。<br>※5 ……。 | <u>⑨の2</u> ……、これらの譲渡に係る土地等がこれらのマンション建替事業の用に供されるもの(⑥～ <u>⑧の3</u> ) | (イ) 一定の建築物(※2)に該当すること及びマンション建替事業(※4)に係る施行再建マンション(※3)   | ………… | 措置法31条の2<br>2項9号<br>措置法令20条の2<br><u>10項</u><br>措置法規則13条の3<br>1項9号<br>ロ | ※1 ……。<br>※2 ……。<br>※3 ……。<br>※4 ……。<br>※5 ……。 |

| 改 正 後              |  |    |  |   | 改 正 前              |  |    |  |   |
|--------------------|--|----|--|---|--------------------|--|----|--|---|
| に掲げる譲渡に該当するものを除く。) | が措置法令第20条の2第9項に規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定める基準に適合し、……<br>(ロ) ……  | …… |  |   | に掲げる譲渡に該当するものを除く。) | が措置法令第20条の2第10項に規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定める基準に適合し、……<br>(ロ) ……   | …… |  |   |
| ⑩ ……               | (イ) ……<br>(ロ) ……   | …… | 措置法31条の2 2項10号<br>措置法令20条の2 11項<br>措置法規則13条の3 1項10号・5項 | ※ ……。<br>(1) ……<br>(2) ……<br>(3) ……       | ⑨の3 ……             | (イ) ……<br>(ロ) ……   | …… | 措置法31条の2 2項9号の2<br>措置法令20条の2 11項<br>措置法規則13条の3 1項9号の2・5項 | ※ ……。<br>(1) ……<br>(2) ……<br>(3) ……         |
| ⑩の2 ……             | (イ) 当該マンション敷地売却事業に係るマンション建替法第113条に規定する認定買受計画に上記⑩の※に掲げる事項のうちいずれかの事項の記載があること及び当該記載がされた上記⑩の※の(1)のマンションが新た | …… | 措置法31条の2 2項10号<br>措置法令20条の2 11項<br>措置法規則13条の3 1項10号・5項 | ※1 「マンション敷地売却事業」とは、上記⑩の※と同様である。<br>※2 ……。 | ⑨の4 ……             | (イ) 当該マンション敷地売却事業に係るマンション建替法第113条に規定する認定買受計画に上記⑨の3の※に掲げる事項のうちいずれかの事項の記載があること及び当該記載がされた上記⑨の3の※の(1)のマンショ | …… | 措置法31条の2 2項9号の2<br>措置法令20条の2 11項<br>措置法規則13条の3 1項9号の2・5項 | ※1 「マンション敷地売却事業」とは、上記⑨の3の※と同様である。<br>※2 ……。 |

| 改 正 後  |  |              |  |   | 改 正 前  |   |              |  |   |
|--|--|--------------|--|---|--|---|--------------|--|---|
|  | に建築されること又は当該記載がされた上記⑩の※の(2)若しくは(3)の施設が整備されることにつき都道府県知事(市の区域内にあっては、当該市の長)の証明を受けた旨を証する書類<br>(ロ) …… | …………         |  |   |  | ンが新たに建築されること又は当該記載がされた上記⑨の3)の※の(2)若しくは(3)の施設が整備されることにつき都道府県知事(市の区域内にあっては、当該市の長)の証明を受けた旨を証する書類<br>(ロ) …… | …………         |  |   |
| ⑩ ……、当該譲渡に係る土地等が当該事業の用に供されるもの(上記⑥～⑨の2)、下記⑬～⑯に掲げる譲渡に該当するものを除く。) | (イ) ……<br>(ロ) ……   | …………<br>………… | 措置法31条の2 2項11号<br>措置法令20条の2 12項・13項<br>措置法規則13条の3 1項11号<br>・6項 | ※1 ……。<br>(1) ……。<br>(2) ……。<br>(3) ……。<br>※2 ……。 | ⑩ ……、当該譲渡に係る土地等が当該事業の用に供されるもの(上記⑥～⑨の2)、下記⑬～⑯に掲げる譲渡に該当するものを除く。) | (イ) ……<br>(ロ) ……  | …………<br>………… | 措置法31条の2 2項10号<br>措置法令20条の2 12項・13項<br>措置法規則13条の3 1項10号<br>・6項 | ※1 ……。<br>(1) ……。<br>(2) ……。<br>(3) ……。<br>※2 ……。 |
| ⑫ ……、当該譲渡に係る土地等が当該事業の用に供されるもの                                  | (イ) ……<br>(ロ) ……   | …………<br>………… | 措置法31条の2 2項12号<br>措置法令20条の2 14項・15項<br>措置法規則13条                | ※ ……。<br>(1) ……。<br>(2) ……。<br>(3) ……。<br>(4) ……。 | ⑪ ……、当該譲渡に係る土地等が当該事業の用に供されるもの                                  | (イ) ……<br>(ロ) ……  | …………<br>………… | 措置法31条の2 2項11号<br>措置法令20条の2 14項・15項<br>措置法規則13条                | ※ ……。<br>(1) ……。<br>(2) ……。<br>(3) ……。<br>(4) ……。 |

| 改 正 後   |  |  |                 |  | 改 正 前   |   |                 |   |  |
|---|--|--|-----------------|--|---|---|-----------------|---|--|
| (上記⑥～<br>⑨の2)、⑩、<br>下記⑬～⑯に<br>掲げる譲渡に<br>該当するもの<br>を除く。) |  |  | の3 1項12号<br>・7項 |  | (上記⑥～<br>⑨の2)、⑩、<br>下記⑬～⑯に<br>掲げる譲渡に<br>該当するもの<br>を除く。)   |   |                 | の3 1項11号<br>・7項   |  |
| (廃 止)   |  |  |                 |  | ⑫ 都市計画区<br>域内において<br>都市計画法第<br>29条第1項<br>(同法第4条<br>第2項に規定<br>する都市計画<br>区域内におい<br>て行われる同<br>条第12項に規<br>定する開発行<br>為に係るもの<br>に限る。)の許<br>可(以下「開<br>発許可」とい<br>う。)を受けて<br>面積1,000㎡<br>以上(※1)<br>の一団の宅地<br>の造成(※2)<br>を行う個人<br>(※3)又は法<br>人(※4)に<br>対する土地等<br>の譲渡で、当<br>該譲渡に係る | (イ) 当該一団の<br>宅地の造成に<br>係る開発許可<br>の申請書の写<br>し(当該造成<br>に関する事業<br>概要書及び設<br>計説明書並び<br>に造成される<br>一団の宅地の<br>位置及び区域<br>等を明らかに<br>する地形図の<br>添付のあるも<br>のに限る。) | 土地等の買取り<br>をする者 | 措置法31条の2<br>2項12号<br>措置法令20条の<br>2 17項<br>措置法規則13条<br>の3 1項12号<br>・8項 | ※1 非線引都<br>市計画区域<br>にあっては<br>3,000㎡以上、<br>市街化調整区<br>域にあっては<br>5ha以上とさ<br>れる。<br>※2 「一団の<br>宅地の造成」<br>は次に掲げる<br>要件を満たす<br>ものに限る。<br>(1) 当該一団<br>の宅地の造<br>成が、開発<br>許可の内容<br>に適合して<br>行われると<br>認められる<br>ものである<br>こと。<br>(2) 当該宅地<br>の造成と併<br>せて公共施<br>設の整備が |
|   |  |  |                 |  | (ロ) 都市計画法<br>第35条第2項<br>の通知の文書<br>の写し   | 都道府県知事  |                 |   |  |
|   |  |  |                 |  | (ハ) 当該譲渡に<br>係る土地等が<br>(ロ)の通知に係<br>る開発区域内<br>に所在し、か<br>つ、当該土地<br>等を当該一団   | 土地等の買取り<br>をする者   |                 |   |  |



| 改正後 |  |  |  |  | 改正前   |   |                      |  |  |  |
|-----|--|--|--|--|---|---|----------------------|--|--|--|
|     |  |  |  |  | <p><u>土地等が当該一団の宅地の用に供されるもの（上記①～②の②、⑥～⑧の③）に掲げる譲渡又は土地区画整理法による土地区画整理事業の施行者である同法第51条の9第5項に規定する区画整理会社に対する当該区画整理会社の株主又は社員である個人の有する土地等の譲渡に該当するものを除き、一団の宅地の造成が土地区画整理事業として行われる場合には、下記⑫の②を参照のこと。）</u></p> | <p><u>の宅地の用に供する旨を証する書類</u></p> <p>（二） <u>当該一団の宅地の造成が※②の②に掲げる要件を満たすものである旨を証する書類の写し</u></p> | <p><u>国土交通大臣</u></p> |  |  | <p><u>適切に行われるものとして、次に掲げる要件のいずれかを満たすものであること。</u></p> <p>イ <u>当該宅地の造成が行われる区域内において都市計画法第4条第6項に規定する都市計画施設の用に供される土地が確保されていること。</u></p> <p>ロ <u>当該造成に係る一団の土地の面積のうちに都市計画法第4条第14項に</u></p> |

| 改正後 |  |  |  |  | 改正前 |  |  |  |  |
|-----|--|--|--|--|-----|--|--|--|--|
|     |  |  |  |  |     |  |  |  | <p>規定する<br/>公共施設<br/>の用に供<br/>される土<br/>地の面積<br/>の占める<br/>割合が<br/>30%以上<br/>であるこ<br/>と。</p> <p>※3 「個人」<br/>について、都<br/>市計画法第44<br/>条又は第45条<br/>に規定する開<br/>発許可に基づ<br/>く地位の承継<br/>(以下この項<br/>において「開<br/>発許可に基づ<br/>く地位の承<br/>継」という。)<br/>があった場合<br/>には当該開発<br/>許可に基づく<br/>地位の承継に<br/>係る被承継人<br/>である個人又<br/>は当該開発許<br/>可に基づく地<br/>位の継承をし<br/>た個人とし、</p> |

| 改正後 |  |  |  |  | 改正前 |  |  |   |
|-----|--|--|--|--|-----|--|--|---|
|     |  |  |  |  |     |  |  | <p>当該造成を行う個人の死亡により当該造成に関する事業を承継した当該個人の相続人若しくは包括受遺者が当該造成を行う場合には当該死亡した個人又は当該相続人若しくは包括受遺者とする。</p> <p>※4 「法人」について、開発許可に基づく地位の承継があった場合には当該開発許可に基づく地位の承継に係る被承継人である法人又は当該開発許可に基づく地位の承継をした法人とし、当該造成を行う法人の合併による消滅に</p> |

| 改 正 後 |  |  |  |  | 改 正 前   |                                   |                    |  |   |
|-------|--|--|--|--|---|-----------------------------------|--------------------|--|---|
|       |  |  |  |  |   |                                   |                    |  | より当該造成に関する事業を引き継いだ当該合併に係る法人税法第2条第12号に規定する合併法人が当該造成を行う場合には当該合併により消滅した法人又は当該合併法人とし、当該造成を行う法人の分割により当該造成に関する事業を引き継いだ当該分割に係る同条第12号の3に規定する分割承継法人が当該造成を行う場合には当該分割をした法人又は当該分割承継法人とする。 |
| (廃止)  |  |  |  |  | <u>12の2</u> <u>上記⑫</u><br><u>の一団の宅地の造成が土地</u> | <u>イ</u> <u>当該一団の宅地の造成に係る土地区画</u> | <u>土地等の買取りをする者</u> | <u>措置法31条の2</u><br><u>2項12号</u><br><u>措置法令20条の</u> |   |

| 改 正 後 |  |  |  |  | 改 正 前  |   |             |  |                              |  |
|-------|--|--|--|--|--|---|-------------|--|------------------------------|--|
|       |  |  |  |  | <u>区画整理法第4条第1項、第14条第1項若しくは第3項若しくは第51条の2第1項の認可を受けて行われる場合の同法第2条第3項に規定する施行者又は同法第25条第1項に規定する組合員である個人又は法人に対する土地等の譲渡で、当該譲渡に係る土地等が当該一団の宅地の用に供されるもののうち次に掲げる要件を満たすもの</u><br><u>(イ) 当該一団の宅地の造成が、土地区画整理事業の認可の内容に適合して行われ</u> | <u>整理事業の認可の申請書の写し（当該造成に関する事業概要書及び設計説明書並びに造成される一団の宅地の面積、位置及び区域等を明らかにする地形図その他の書類の添付のあるものに限る。）</u><br><u>(ロ) (イ)の申請書に基づき認可をしたことを証する書類の写し</u><br><u>(ハ) 当該土地等が土地区画整理事業の施行地区内に所在し、かつ、当該土地等を当該一団の宅地の用に供する旨（当該譲渡に係る土地等が当該土地等の買取りをす</u> |             |  | <u>2 17項措置法規則13条の3 1項12号</u> |  |
|       |  |  |  |  |  | 都道府県知事  |             |  |                              |  |
|       |  |  |  |  |  |   | 土地等の買取りをする者 |  |                              |  |

| 改 正 後   |   |                               |  |   | 改 正 前  |  |                               |  |              |
|---|---|-------------------------------|--|---|--|--|-------------------------------|--|--------------|
|   |   |                               |  |   | <p>ると認められるものであること。</p> <p>(四) 当該譲渡に係る土地等が土地区画整理法による土地区画整理事業の施行地区内に所在すること。</p> <p>(五) 当該譲渡に係る土地等が当該土地等の買取りをする者の有する当該施行地区内にある土地と併せて一団の土地に該当すること。</p> | <p>る者の有する当該施行地区内にある土地と併せて一団の土地に該当することとなる旨を含む。)を証する書類</p> |                               |  |              |
| <p>⑬ <u>都市計画法</u> <u>第29条第1項</u> <u>の許可(※1)</u> <u>を受けて次の要件を満たす住宅建設の用に供される一団の宅地の造</u></p> | <p>(イ) ……</p> <p>(ロ) ……</p> <p>(ハ) ……</p> | <p>……</p> <p>……</p> <p>……</p> | <p>措置法31条の2 2項13号</p> <p>措置法令20条の2 16項</p> <p>措置法規則13条の3 1項13号</p> | <p>※1 「許可」とは、<u>都市計画法</u>第4条第2項に規定する<u>都市計画区域</u>内において行われる同条第12項に規定</p> | <p>⑬ <u>開発許可</u>を受けて次の要件を満たす住宅建設の用に供される一団の宅地の造成を行う個人又は法人 (※)</p>   | <p>(イ) ……</p> <p>(ロ) ……</p> <p>(ハ) ……</p>                | <p>……</p> <p>……</p> <p>……</p> | <p>措置法31条の2 2項13号</p> <p>措置法令20条の2 18項</p> <p>措置法規則13条の3 1項13号</p> | <p>※ ……。</p> |

| 改 正 後  |                                      |                              |  |  | 改 正 前  |                                      |                              |  |   |
|--|--------------------------------------|------------------------------|--|--|--|--------------------------------------|------------------------------|--|---|
| 成を行う個人又は法人（※2）に対する土地等の譲渡で、当該譲渡に係る土地等が当該一団の宅地の用に供されるもの（上記⑥～⑧の2）に掲げる譲渡に該当するものを除く。）<br>(イ) ……。<br>(ロ) ……。 |                                      |                              |  | する開発行為に係るものに <u>限る。</u> 以下「 <u>開発許可</u> 」という。<br>※2 ……。  | に対する土地等の譲渡で、当該譲渡に係る土地等が当該一団の宅地の用に供されるもの（上記⑥～⑧の3）又は⑫に掲げる譲渡に該当するものを除く。）<br>(イ) ……。<br>(ロ) ……。      |                                      |                              |  |   |
| ⑭ ……、当該譲渡に係る土地等が当該一団の宅地の用に供されるもの（上記⑥～⑧の2）に掲げる譲渡又は土地区画整理法による土地区画整理事業の施行者である同法第51条の9第5項に規定する区画整理会社に対     | (イ) ……<br>(ロ) ……<br>(ハ) ……<br>(ニ) …… | …………<br>…………<br>…………<br>………… | 措置法31条の2 2項14号<br>措置法令20条の2 17項～19項<br>措置法規則13条の3 1項14号・2項 | ※1 ……。<br>※2 <u>当該造成を行う法人の合併による消滅により当該造成に関する事業を引き継いだ当該合併に係る法人税法第2条第12号に規定する合併法人が当該造成を行う場合には、当該「法人」は、当該合併によ</u> | ⑭ ……、当該譲渡に係る土地等が当該一団の宅地の用に供されるもの（上記⑥～⑧の3）若しくは⑫に掲げる譲渡又は土地区画整理法による土地区画整理事業の施行者である同法第51条の9第5項に規定する区 | (イ) ……<br>(ロ) ……<br>(ハ) ……<br>(ニ) …… | …………<br>…………<br>…………<br>………… | 措置法31条の2 2項14号<br>措置法令20条の2 19項<br>措置法規則13条の3 1項14号・2項 | ※1 ……。<br>※2 <u>上記⑭の※4と同様である。</u><br>※3 ……。<br>(1) ……<br>(2) ……<br>(3) ……<br>(4) ……<br>※4 ……。 |

| 改 正 後   |   |   |  |   | 改 正 前   |   |   |  |  |
|---|---|---|--|---|---|---|---|--|--|
| <p>する当該区画<br/>整理会社の株<br/>主又は社員で<br/>ある個人の有<br/>する土地等の<br/>譲渡に該当す<br/>るものを除<br/>き、……)</p> <p>(イ) ……。</p> <p>(ロ) ……。</p> <p>(ハ) ……。</p> |   |   |  | <p>り消滅した法<br/>人又は当該合<br/>併法人とし、<br/>当該造成を行<br/>う法人の分割<br/>により当該造<br/>成に関する事<br/>業を引き継い<br/>だ当該分割に<br/>係る同条第12<br/>号の3に規定<br/>する分割承継<br/>法人が当該造<br/>成を行う場合<br/>には、当該「法<br/>人」は、当該<br/>分割をした法<br/>人又は当該分<br/>割承継法人と<br/>する。</p> <p>※3 ……。</p> <p>(1) ……</p> <p>(2) ……</p> <p>(3) ……</p> <p>(4) ……</p> <p>※4 ……。</p> | <p>画整理会社に<br/>対する当該区<br/>画整理会社の<br/>株主又は社員<br/>である個人の<br/>有する土地等<br/>の譲渡に該当<br/>するものを除<br/>き、……)</p> <p>(イ) ……。</p> <p>(ロ) ……。</p> <p>(ハ) ……。</p> |   |   |  |  |
| <p>14の2) ……</p> <p>(イ) ……。</p> <p>(ロ) ……。</p>   | <p>(イ) ……</p> <p>(ロ) ……</p> <p>(ハ) ……</p> <p>(ニ) ……</p> | <p>……………</p> <p>……………</p> <p>……………</p> <p>……………</p> | <p>措置法31条の2<br/>2項14号<br/>措置法令20条の<br/>2 17項～19項<br/>措置法規則13条<br/>の3 1項14号</p> |   | <p>14の2) ……</p> <p>(イ) ……。</p> <p>(ロ) ……。</p>   | <p>(イ) ……</p> <p>(ロ) ……</p> <p>(ハ) ……</p> <p>(ニ) ……</p> | <p>……………</p> <p>……………</p> <p>……………</p> <p>……………</p> | <p>措置法31条の2<br/>2項14号<br/>措置法令20条の<br/>2 19項<br/>措置法規則13条<br/>の3 1項14号</p> |  |



| 改 正 後   |                                      |                      |  |   | 改 正 前   |                                      |                      |  |  |
|---|--------------------------------------|----------------------|--|---|---|--------------------------------------|----------------------|--|--|
| ⑮ ……、当該譲渡に係る土地等が当該一団の住宅又は中高層の耐火共同住宅の用に供されるもの(上記⑥～⑨の2又は⑬～⑭の2に掲げる譲渡に該当するものを除く。) | (イ) ……<br>(ロ) ……<br>(ハ) ……<br>(ニ) …… | ……<br>……<br>……<br>…… | 措置法31条の2<br>2項15号<br>措置法令20条の2<br>20項・21項<br>措置法規則13条の3<br>1項15号<br>・2項・8項 | ※1 ……。<br>※2 当該建設を行う法人の合併による消滅により当該建設に関する事業を引き継いだ当該合併に係る法人税法第2条第12号に規定する合併法人が当該建設を行う場合には、当該「法人」は、当該合併により消滅した法人又は当該合併法人とし、当該建設を行う法人の分割により当該建設に関する事業を引き継いだ当該分割に係る同条第12号の3に規定する分割承継法人が当該建設を行う場合には、当該「法人」は、当該 | ⑮ ……、当該譲渡に係る土地等が当該一団の住宅又は中高層の耐火共同住宅の用に供されるもの(上記⑥～⑨の2又は⑯～⑰の2に掲げる譲渡に該当するものを除く。) | (イ) ……<br>(ロ) ……<br>(ハ) ……<br>(ニ) …… | ……<br>……<br>……<br>…… | 措置法31条の2<br>2項15号<br>措置法令20条の2<br>21項・22項<br>措置法規則13条の3<br>1項15号<br>・2項・9項 | ※1 ……。<br>※2 上記⑯の※4と同様である。<br>※3 ……。<br>(1) ……<br>(2) ……<br>(3) ……<br>※4 ……。 |
| (イ) ……<br>……。   |                                      |                      |  |   | (イ) ……<br>……。   |                                      |                      |  |  |
| (ロ) ……<br>A ……。<br>B ……。<br>C ……。<br>D ……。<br>E ……。                           |                                      |                      |  |   | (ロ) ……<br>A ……。<br>B ……。<br>C ……。<br>D ……。<br>E ……。                           |                                      |                      |  |  |
| (ハ) ……。   |                                      |                      |  |   | (ハ) ……。   |                                      |                      |  |  |
| (ニ) ……。   |                                      |                      |  |   | (ニ) ……。   |                                      |                      |  |  |

| 改 正 後   |                                      |                      |   |   | 改 正 前   |                                      |                      |   |       |
|---|--------------------------------------|----------------------|---|---|---|--------------------------------------|----------------------|---|-------|
|   |                                      |                      |   | 分割をした法人又は当該分割承継法人とする。<br>※3 ……。<br>(1) ……<br>(2) ……<br>(3) ……<br>※4 ……。 |   |                                      |                      |   |       |
| ⑯ ……、当該譲渡をした土地等につき仮換地の指定がされた土地等が当該住宅又は中高層の耐火共同住宅の用に供されるもの（上記⑥～⑨の2又は⑬～⑮に掲げる譲渡に該当するものを除く。）<br>(イ) ……<br>A ……。<br>B ……。<br>(ロ) ……<br>A ……。<br>B ……。<br>(ハ) ……。 | (イ) ……<br>(ロ) ……<br>(ハ) ……<br>(ニ) …… | ……<br>……<br>……<br>…… | 措置法31条の2 2項16号<br>措置法令20条の2 22項<br>措置法規則13条の3 1項16号 | ※ ……。   | ⑯ ……、当該譲渡をした土地等につき仮換地の指定がされた土地等が当該住宅又は中高層の耐火共同住宅の用に供されるもの（上記⑥～⑨の2又は⑫～⑮に掲げる譲渡に該当するものを除く。）<br>(イ) ……<br>A ……。<br>B ……。<br>(ロ) ……<br>A ……。<br>B ……。<br>(ハ) ……。 | (イ) ……<br>(ロ) ……<br>(ハ) ……<br>(ニ) …… | ……<br>……<br>……<br>…… | 措置法31条の2 2項16号<br>措置法令20条の2 23項<br>措置法規則13条の3 1項16号 | ※ ……。 |

| 改 正 後   |   |                                     |             | 改 正 前   |   |                                     |             |
|---|---|-------------------------------------|-------------|---|---|-------------------------------------|-------------|
| 2 確定優良住宅地等予定地のための譲渡（措置法第31条の2第3項関係）   |   |                                     |             | 2 確定優良住宅地等予定地のための譲渡（措置法第31条の2第3項関係）   |   |                                     |             |
| (1) 確定優良住宅地等予定地の対象となる譲渡   |   |                                     |             | (1) 確定優良住宅地等予定地の対象となる譲渡   |   |                                     |             |
| 区 分   | 添付すべき証明書類   | 発 行 者                               | 備 考         | 区 分   | 添付すべき証明書類   | 発 行 者                               | 備 考         |
| ① 特例期間<br>(譲渡の日から2年を経過する日の属する年の12月31日までの期間をいう。以下同じ。)内に表の1の⑬、⑭又は⑮に掲げる譲渡に該当することとなることが確実に認められるもの | (イ) ・ ・ ・ ・ ・<br>A ・ ・ ・ ・ ・<br>B ・ ・ ・ ・ ・   | ・ ・ ・ ・ ・<br>・ ・ ・ ・ ・<br>・ ・ ・ ・ ・ |             | ① 特例期間<br>(譲渡の日から2年を経過する日の属する年の12月31日までの期間をいう。以下同じ。)内に表の1の⑫、⑬、⑭又は⑮に掲げる譲渡に該当することとなることが確実に認められるもの | (イ) ・ ・ ・ ・ ・<br>A ・ ・ ・ ・ ・<br>B ・ ・ ・ ・ ・   | ・ ・ ・ ・ ・<br>・ ・ ・ ・ ・<br>・ ・ ・ ・ ・ |             |
|   | (ロ) ・ ・ ・ ・ ・<br>(ニ) 当該買い取った土地等を特例期間内に、表の1の⑬若しくは⑭の一団の宅地又は⑮の一団の住宅若しくは中高層の耐火共同住宅の用に供することを約する書類（既に所轄税務署長の承認を受けて所轄税務署長の認定した日の通知を受けている場合（下記②及び③において「認定日の通知を受けている場合」という。）には、・ ・ ・ ・ ・ | ・ ・ ・ ・ ・<br>・ ・ ・ ・ ・              |             |   | (ロ) ・ ・ ・ ・ ・<br>(ニ) 当該買い取った土地等を特例期間内に、表の1の⑫、⑬若しくは⑭の一団の宅地又は⑮の一団の住宅若しくは中高層の耐火共同住宅の用に供することを約する書類（既に所轄税務署長の承認を受けて所轄税務署長の認定した日の通知を受けている場合（下記②及び③において「認定日の通知を受けている場合」という。）には、・ ・ ・ ・ ・ | ・ ・ ・ ・ ・<br>・ ・ ・ ・ ・              |             |
| ② 特例期間内に表の1の⑭の2)に掲げる譲渡に該当することとなる  | (イ) ・ ・ ・ ・ ・<br>A ・ ・ ・ ・ ・<br>B ・ ・ ・ ・ ・   | ・ ・ ・ ・ ・<br>・ ・ ・ ・ ・<br>・ ・ ・ ・ ・ | ※ ・ ・ ・ ・ ・ | ② 特例期間内に表の1の⑫の2)又は⑭の2)に掲げる譲渡に該当する   | (イ) ・ ・ ・ ・ ・<br>A ・ ・ ・ ・ ・<br>B ・ ・ ・ ・ ・   | ・ ・ ・ ・ ・<br>・ ・ ・ ・ ・<br>・ ・ ・ ・ ・ | ※ ・ ・ ・ ・ ・ |
|   | (ロ) ・ ・ ・ ・ ・<br>A ・ ・ ・ ・ ・<br>B 一団の宅地の造成が表の1  | ・ ・ ・ ・ ・<br>・ ・ ・ ・ ・              |             |   | (ロ) ・ ・ ・ ・ ・<br>A ・ ・ ・ ・ ・<br>B 一団の宅地の造成が表の1  | ・ ・ ・ ・ ・<br>・ ・ ・ ・ ・              |             |

| 改正後           |  |           |           | 改正前                |  |           |           |
|---------------|--|-----------|-----------|--------------------|--|-----------|-----------|
| ことが確実と認められるもの | <p>の(14の2)の造成に該当することとなると見込まれること。</p> <p>(イ) . . . . .</p> <p>(ニ) 当該買い取った土地等を特例期間内に、表の1の(14の2)の一団の宅地の用に供することを約する書類（認定日の通知を受けている場合には、通知書の写し）</p> | . . . . . | . . . . . | こととなることが確実と認められるもの | <p>の(12の2)又は(14の2)の造成に該当することとなると見込まれること。</p> <p>(イ) . . . . .</p> <p>(ニ) 当該買い取った土地等を特例期間内に、表の1の(12の2)又は(14の2)の一団の宅地の用に供することを約する書類（認定日の通知を受けている場合には、通知書の写し）</p> | . . . . . | . . . . . |

(2) 特例期間の延長が認められる場合

| 区分   | 特例期間の延長が認められる事情 | 特例期間の延長期間 | 延長承認の手続 |
|------|-----------------|-----------|---------|
| (廃止) |                 |           |         |

(2) 特例期間の延長が認められる場合

| 区分                         | 特例期間の延長が認められる事情  | 特例期間の延長期間  | 延長承認の手続  |   |
|----------------------------|--|--|--|---|
| 表の1の⑫の譲渡に該当することが確実と認められるもの | <p>① 表の1の⑫の造成に関する事業のうち、当該造成に係る一団の宅地の面積が1ヘクタール以上のもの</p> <p>※当該事業のうち一団の宅地の面積が5ヘクタール以上のものは、「大規模住宅地開発事業」に該当する。</p> | <p>当該事業に係る都市計画法第32条第1項に規定する同意を得、同条第2項に規定する協議をするために要する期間が通常2年を超えると見込まれることにより、特例期間内に開発許可を受けることが困難であると認められるとして当該事業に係る事務所等の所在地の所轄税務署長（以下「所轄税務署長」とい</p> | <p>特例期間の末日から2年（大規模住宅地開発事業(※)のうち、一団の宅地の面積が10ヘクタール以上であるものにあつては、4年)を経過する日までの期間内の日で当該事業につき開発許可を受けられると見込まれる日として所轄税務署長が認定した日の属する年の12月31日</p> | <p>当該事業を行う者が、所轄税務署長の承認を受けようとする場合には、譲渡の日から2年を経過する日の属する年の12月31日(②欄に掲げる事業にあつては、同欄の税務署長が認定した日の属する年の12月31日)の翌日から15日を経過する日までに、次の申請書を提出しなければならない。</p> <p>(イ) 申請書記載事項<br/>A 申請者の氏名及び住所又は名</p> |

| 改正後  |  |  |  | 改正前  |  |   |  |
|------|--|--|--|--|--|---|--|
|      |  |  |  |  | う。)の承認を受けた事情   |   | 称、本店若しくは主たる事務所の所在地及び法人番号（法人番号を有しない法人にあっては、名称及び主たる事務所の所在地）並びに当該事業に係る事務所等の名称、所在地及びその代表者その他の責任者の氏名（以下「申請者の氏名等」という。） |
| (廃止) |  |  |  | ② 上記①に掲げる事業で、同欄の所轄税務署長の承認（当該事業に係る最初の承認に限る。）を受けた事情があるもの | 当該事業につき災害等の事情が生じたこと又は当該事業が大規模住宅地開発事業であることから、上記①に係る延長期間までに開発許可を受けることが困難になったと見込まれることにより所轄税務署長の承認を受けた事情       | 上記①の延長期間の末日から2年を経過する日までの期間内の日で当該事業につき開発許可を受けられる日として所轄税務署長が認定した日の属する年の12月31日 | B 特例期間の延長が認められる事由がある旨及び当該事由の詳細（②欄に掲げる事業の場合には、当初の延長期間に係る税務署長が認定した日を併せて記載する。）                                      |
| (廃止) |  |  |  | ③ 表の1の⑫の造成に関する事業で、上記②に掲げる事業以外の事業                       | 当該事業につき災害等の事情が生じたため開発許可を受けるために要する期間が通常2年を超えることになると見込まれることにより特例期間内に開発許可を受けることが困難であると認められるとして所轄税務署長の承認を受けた事情 | 特例期間の末日から2年を経過する日までの期間内の日で当該事業につき開発許可を受けられる日として所轄税務署長が認定した日の属する年の12月31日     | C 当該事業の着工予定年月日及び完成予定年月日<br>D 開発許可を受けられると見込まれる日及び税務署長の認定を受けよ  |

| 改正後  |  |  |  | 改正前  |   |   |   |
|------|--|--|--|--|---|---|---|
|      |  |  |  |  |   |   | <p>うとする日</p> <p>(ロ) 申請書に添付すべき書類</p> <p>A 都市計画法第30条第1項に規定する申請書に準じて作成した書類</p> <p>B 当該造成に関する事業概要書及び設計説明書並びに当該一団の宅地の位置及び区域等を明らかにする地形図</p>   |
| (廃止) |  |  |  | <p>3の2 表の1の⑫の造成に関する事業で、特定非常災害（特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第2条第1項の規定により特定非常災害として指定された非常災害をいう。以下同じ。）に基因するやむを得ない事情があるもの（上記①～③により特例期間の延長が認められ</p> | <p>当該事業につき特定非常災害により、特例期間（上記①～③により特例期間の延長が認められている場合には、当該延長後の特例期間。以下この項において同じ。）内に開発許可を受けることが困難であると認められるとして所轄税務署長の承認を受けた事情</p> | <p>特例期間の末日から2年を経過する日までの期間内の日で当該事業につき開発許可を受けることができる日と見込まれる日として所轄税務署長が認定した日の属する年の12月31日</p> | <p>当該事業を行う者が、所轄税務署長の承認を受けようとする場合には、特例期間の末日の属する年の翌年1月15日までに、次の申請書を提出しなければならない。</p> <p>(イ) 申請書記載事項</p> <p>A 申請者の氏名等</p> <p>B 当該事業について、特定非常災害により特例期間内に開発許可を受けることが困難となった事情の詳細</p> <p>C 当該事業の完成予定年月日</p> |

| 改正後  |  |  |  | 改正前           |  |   |   |
|------|--|--|--|---------------|--|---|---|
|      |  |  |  |               | ている場合を含む。)   |   | <p>D 開発許可を受けることができるの見込まれる日</p> <p>E 既に所轄税務署長の承認を受けたことがある場合には、その承認に係る所轄税務署長が認定した日</p> <p>(ロ) 申請書に添付すべき書類</p> <p>A 都市計画法第30条第1項に規定する申請書に準じて作成した書類</p> <p>B 当該造成に関する事業概要書及び設計説明書並びに当該一団の宅地の位置及び区域等を明らかにする地形図</p> |
| (廃止) |  |  |  | 表の1の12の2の譲渡に該 | ④ 表の1の12の2の造成に関する事業のうち、当該造成に係る一団の宅地の面積が1ヘクタール以上のもの | 当該事業に係る土地区画整理法第4条第1項、第14条第1項若しくは第3項又は第51条の2第1項の規定による認可を受けるために要する期間が通常2年を超 | <p>特例期間の末日から2年(大規模住宅地開発事業(※)のうち、一団の宅地の面積が10ヘクタール以上であるものにあつては、4年)を経過する日までの期</p> <p>当該事業を行う者が、所轄税務署長の承認を受けようとする場合には、譲渡の日から2年を経過する日の属する年の12月31日(⑤欄に掲げる事業にあつては、同欄の税務署長が認定</p>                                     |

| 改 正 後 |  |  |  | 改 正 前   |   |   |  |  |
|-------|--|--|--|---|---|---|--|--|
|       |  |  |  | 当<br>事<br>業<br>の<br>認<br>定<br>が<br>確<br>実<br>と<br>認<br>め<br>ら<br>れ<br>る<br>も<br>の | <u>※当該事業のうち一団の宅地の面積が5ヘクタール以上のものは、「大規模住宅地開発事業」に該当する。</u>       | <u>えると見込まれることにより、特例期間内に認可を受けることが困難であると認められるとして所轄税務署長の承認を受けた事情</u>   | <u>間内の日で当該事業につき認可を受けられることと見込まれる日として所轄税務署長が認定した日の属する年の12月31日</u>                          | <u>した日の属する年の12月31日)の翌日から15日を経過する日までに、次の申請書を提出しなければならない。</u><br>(イ) 申請書記載事項<br>A 申請者の氏名等<br>B 特例期間の延長が認められる事由がある旨及び当該事由の詳細(⑤欄に掲げる事業の場合には、当初の延長期間に係る税務署長が認定した日を併せて記載する。) |
| (廃止)  |  |  |  |   | ⑤ <u>上記④に掲げる事業で、同欄の所轄税務署長の承認(当該事業に係る最初の承認に限る。)を受けた事情があるもの</u> | <u>当該事業につき災害等の事情が生じたこと又は当該事業が大規模住宅地開発事業であることから、上記④に係る延長期間までに認可を受けることが困難になったことと見込まれることにより所轄税務署長の承認を受けた事情</u> | <u>上記④の延長期間の末日から2年を経過する日までの期間内の日で当該事業につき認可を受けられることと見込まれる日として所轄税務署長が認定した日の属する年の12月31日</u> | C 当該事業の着工予定年月日及び完成予定年月日<br>D 認可を受けられることと見込まれる日及び税務署長の認定を受けようとする日   |
| (廃止)  |  |  |  |   | ⑥ <u>表の1の(12の2)の造成に関する事業で、上記⑤に掲げる事業以外の事業</u>                  | <u>当該事業につき災害等の事情が生じたため認可を受けられるために要する期間が通常2年を超えることと見込まれることにより特例期間内に認可を受けられることが困難であると</u>                     | <u>特例期間の末日から2年を経過する日までの期間内の日で当該事業につき認可を受けられることと見込まれる日として所轄税務署長が認定した日の属する年の12月31日</u>     | (ロ) 申請書に添付すべき書類<br>A 土地区画整理法第4条第1  |



| 改正後  |  |  |  | 改正前  |  |  |  |
|------|--|--|--|--|--|--|--|
|      |  |  |  |  | 認められるとして<br>所轄税務署長の承認を受けた事情  |  | 項、第14条第1項若しくは第3項又は第51条の2第1項に規定する認可の申請書に準じて作成した書類<br>B 当該造成に関する事業概要書及び設計説明書並びに当該一団の宅地の位置及び区域等を明らかにする地形図   |
| (廃止) |  |  |  | 6の2 表の1の12の2の造成に関する事業で、特定非常災害に基因するやむを得ない事情があるもの（上記④～⑥により特例期間の延長が認められている場合を含む。） | 当該事業につき特定非常災害により、特例期間（上記④～⑥により特例期間の延長が認められている場合には、当該延長後の特例期間。以下この項において同じ。）内に認可を受けることが困難であると認められるとして所轄税務署長の承認を受けた事情 | 特例期間の末日から2年を経過する日までの期間内の日で当該事業につき認可を受けることができる日と見込まれる日として所轄税務署長が認定した日の属する年の12月31日 | 当該事業を行う者が、所轄税務署長の承認を受けようとする場合には、特例期間の末日の属する年の翌年1月15日までに、次の申請書を提出しなければならない。<br>④ 申請書記載事項<br>A 申請者の氏名等<br>B 当該事業について、特定非常災害により特例期間内に認可を受けることが困難となった事情の詳細<br>C 当該事業の完成予定年月日 |

| 改正後              |               |      |      |   | 改正前              |               |      |      |  |
|------------------|---------------|------|------|---|------------------|---------------|------|------|--|
|                  |               |      |      |   |                  |               |      |      | <u>D 認可を受けることができる見込まれる日</u><br><u>E 既に所轄税務署長の承認を受けたことがある場合には、その承認に係る所轄税務署長が認定した日</u><br><u>(ロ) 申請書に添付すべき書類</u><br><u>A 土地区画整理法第4条第1項、第14条第1項若しくは第3項若しくは第51条の2第1項に規定する認可の申請書に準じて作成した書類</u><br><u>B 当該造成に関する事業概要書及び設計説明書並びに当該一団の宅地の位置及び区域等を明らかにする地形図</u> |
| ・<br>・<br>・<br>・ | ①<br>〔※・・・・。〕 | ・・・・ | ・・・・ | ・・・・、譲渡の日から2年を経過する日の属する年の12月31日(②欄に掲げる事業にあつては、同欄の税務署長が認定した日の属する年の12 | ・<br>・<br>・<br>・ | ⑦<br>〔※・・・・。〕 | ・・・・ | ・・・・ | ・・・・、譲渡の日から2年を経過する日の属する年の12月31日(⑧欄に掲げる事業にあつては、同欄の税務署長が認定した日の属する年の12  |

| 改正後   |   |   |   | 改正前  |   |   |   |
|---|---|---|---|--|---|---|---|
| ② 上記①に掲げる事業で、同欄の所轄税務署長の承認（当該事業に係る最初の承認に限る。）を受けた事情があるもの          | ・・・・・・、上記①に係る延長期間までに開発許可を受けることが困難になったと見込まれることにより所轄税務署長の承認を受けた事情 | 上記①の延長期間の末日から2年を経過する日までの期間内の日で当該事業につき開発許可を受けられる日として所轄税務署長が認定した日の属する年の12月31日 | 月31日)の翌日から15日を経過する日までに、・・・・・・。<br>(イ)・・・・・・<br>A・・・・・・<br>B 特例期間の延長が認められる事由がある旨及び当該事由の詳細(②欄に掲げる事業の場合は、・・・・・・)。<br>C・・・・・・<br>D・・・・・・<br>(ロ)・・・・・・<br>A・・・・・・<br>B・・・・・・ | ⑧ 上記⑦に掲げる事業で、同欄の所轄税務署長の承認（当該事業に係る最初の承認に限る。）を受けた事情があるもの             | ・・・・・・、上記⑦に係る延長期間までに開発許可を受けることが困難になったと見込まれることにより所轄税務署長の承認を受けた事情 | 上記⑦の延長期間の末日から2年を経過する日までの期間内の日で当該事業につき開発許可を受けられる日として所轄税務署長が認定した日の属する年の12月31日 | 月31日)の翌日から15日を経過する日までに、・・・・・・。<br>(イ)・・・・・・<br>A・・・・・・<br>B 特例期間の延長が認められる事由がある旨及び当該事由の詳細(⑧欄に掲げる事業の場合は、・・・・・・)。<br>C・・・・・・<br>D・・・・・・<br>(ロ)・・・・・・<br>A・・・・・・<br>B・・・・・・ |
| ③・・・・・・、上記②に掲げる事業以外の事業  | ・・・・・・  | ・・・・・・  | C・・・・・・<br>D・・・・・・<br>(ロ)・・・・・・<br>A・・・・・・<br>B・・・・・・   | ⑨・・・・・・、上記⑧に掲げる事業以外の事業   | ・・・・・・  | ・・・・・・  | C・・・・・・<br>D・・・・・・<br>(ロ)・・・・・・<br>A・・・・・・<br>B・・・・・・   |
| ④・・・・・・、特定非常災害に基因するやむを得ない事情があるもの(上記①～③により特例期間の延長が認められている場合を含む。) | ・・・・・・、特例期間(上記①～③により特例期間の延長が認められている場合には、・・・・・・)                 | ・・・・・・  | ・・・・・・。<br>(イ)・・・・・・<br>A・・・・・・<br>B・・・・・・<br>C・・・・・・<br>D・・・・・・<br>E・・・・・・<br>(ロ)・・・・・・<br>A・・・・・・<br>B・・・・・・  | ⑨の2)・・・・・・、特定非常災害に基因するやむを得ない事情があるもの(上記⑦～⑨により特例期間の延長が認められている場合を含む。) | ・・・・・・、特例期間(上記⑦～⑨により特例期間の延長が認められている場合には、・・・・・・)                 | ・・・・・・  | ・・・・・・。<br>(イ)・・・・・・<br>A・・・・・・<br>B・・・・・・<br>C・・・・・・<br>D・・・・・・<br>E・・・・・・<br>(ロ)・・・・・・<br>A・・・・・・<br>B・・・・・・  |
| ⑤・・・・・・   | ・・・・・・  | ・・・・・・  | ・・・・・・。<br>(イ)・・・・・・<br>A・・・・・・<br>B・・・・・・<br>C・・・・・・<br>D・・・・・・  | ⑩・・・・・・  | ・・・・・・  | ・・・・・・  | ・・・・・・。<br>(イ)・・・・・・<br>A・・・・・・<br>B・・・・・・<br>C・・・・・・<br>D・・・・・・  |

| 改正後 |  |  |   | 改正前  |  |  |   |
|-----|--|--|---|------|--|--|---|
|     |  |  | (ロ) . . . . .<br>A . . . . .<br>B . . . . .   |      |  |  | (ロ) . . . . .<br>A . . . . .<br>B . . . . .   |
| ⑥   | 上記⑤に掲げる事業で、特定非常災害に基因するやむを得ない事情があるもの(上記⑤により特例期間の延長が認められている場合を含む。) | . . . . .、特例期間(上記⑤により特例期間の延長が認められている場合には、. . . . .)                  | . . . . .。<br>(イ) . . . . .<br>A . . . . .<br>B . . . . .<br>C . . . . .<br>D . . . . .<br>E . . . . .<br>(ロ) . . . . .<br>A . . . . .<br>B . . . . .   | 10の2 | 上記⑩に掲げる事業で、特定非常災害に基因するやむを得ない事情があるもの(上記⑩により特例期間の延長が認められている場合を含む。) | . . . . .、特例期間(上記⑩により特例期間の延長が認められている場合には、. . . . .)                  | . . . . .。<br>(イ) . . . . .<br>A . . . . .<br>B . . . . .<br>C . . . . .<br>D . . . . .<br>E . . . . .<br>(ロ) . . . . .<br>A . . . . .<br>B . . . . .   |
| ⑦   | [※. . . . .]   | . . . . .  | . . . . .、譲渡の日から2年を経過する日の属する年の12月31日(⑧欄に掲げる事業にあっては、. . . . .。<br>(イ) . . . . .<br>A . . . . .<br>B 特例期間の延長が認められる事由がある旨及び当該事由の詳細(⑧欄に掲げる事業の場合は、. . . . .) | ⑪    | [※. . . . .]   | . . . . .  | . . . . .、譲渡の日から2年を経過する日の属する年の12月31日(⑫欄に掲げる事業にあっては、. . . . .。<br>(イ) . . . . .<br>A . . . . .<br>B 特例期間の延長が認められる事由がある旨及び当該事由の詳細(⑫欄に掲げる事業の場合は、. . . . .) |
| ⑧   | 上記⑦に掲げる事業で、. . . . .   | . . . . .、上記⑦に係る延長期間までに優良宅地認定を受けることが困難になったと見込まれることにより所轄税務署長の承認を受けた事情 | 上記⑦の延長期間の末日から2年を経過する日までの期間内の日で当該事業につき優良宅地認定を受けることができる日として所轄税務署長が認定した日の属する年の12月31日   | ⑫    | 上記⑪に掲げる事業で、. . . . .   | . . . . .、上記⑪に係る延長期間までに優良宅地認定を受けることが困難になったと見込まれることにより所轄税務署長の承認を受けた事情 | 上記⑪の延長期間の末日から2年を経過する日までの期間内の日で当該事業につき優良宅地認定を受けることができる日として所轄税務署長が認定した日の属する年の12月31日   |
| ⑨   | . . . . .、上記⑧に掲げる事業以外の事業   | . . . . .  | . . . . .<br>C . . . . .<br>D . . . . .<br>(ロ) . . . . .<br>A . . . . .<br>B . . . . .  | ⑬    | . . . . .、上記⑫に掲げる事業以外の事業   | . . . . .  | . . . . .<br>C . . . . .<br>D . . . . .<br>(ロ) . . . . .<br>A . . . . .<br>B . . . . .  |

| 改正後 |   |  |  | 改正前 |   |  |  |
|-----|---|--|--|-----|---|--|--|
| ⑩   | .....、<br>特定非常災害に<br>基因するやむを<br>得ない事情があ<br>るもの（上記⑦<br>～⑨により特例<br>期間の延長が認<br>められている場<br>合を含む。） | .....、特例<br>期間（上記⑦～⑨に<br>より特例期間の延<br>長が認められてい<br>る場合には、.....                                 | .....<br>(イ) .....<br>A .....<br>B .....<br>C .....<br>D .....<br>E .....<br>(ロ) .....<br>A .....<br>B .....   | ⑬の② | .....、<br>特定非常災害に<br>基因するやむを<br>得ない事情があ<br>るもの（上記⑪<br>～⑬により特例<br>期間の延長が認<br>められている場<br>合を含む。） | .....、特例<br>期間（上記⑪～⑬に<br>より特例期間の延<br>長が認められてい<br>る場合には、.....                                 | .....<br>(イ) .....<br>A .....<br>B .....<br>C .....<br>D .....<br>E .....<br>(ロ) .....<br>A .....<br>B .....   |
| ⑪   | .....   | .....  | .....、譲渡<br>の日から2年を経過<br>する日の属する年の<br>12月31日（⑫欄に掲げ<br>る事業にあって<br>は、.....。<br>(イ) .....<br>A .....<br>B 特例期間の延<br>長が認められる<br>事由がある旨及<br>び当該事由の詳<br>細（⑫欄に掲げる<br>事業の場合<br>は、.....。） | ⑭   | .....   | .....  | .....、譲渡<br>の日から2年を経過<br>する日の属する年の<br>12月31日（⑮欄に掲げ<br>る事業にあって<br>は、.....。<br>(イ) .....<br>A .....<br>B 特例期間の延<br>長が認められる<br>事由がある旨及<br>び当該事由の詳<br>細（⑮欄に掲げる<br>事業の場合<br>は、.....。） |
| ⑫   | 上記⑪に<br>掲げる事業<br>で、.....  | .....、上記<br>⑪に係る延長期間<br>までに優良住宅認<br>定を受けることが<br>困難になったと見<br>込まれることによ<br>り所轄税務署長の<br>承認を受けた事情 | 上記⑪の延長期<br>間の末日から2年<br>を経過する日まで<br>の期間内の日で当<br>該事業につき優良<br>住宅認定を受ける<br>ことができると見<br>込まれる日として<br>所轄税務署長が認<br>定した日の属する<br>年の12月31日  | ⑮   | 上記⑭に<br>掲げる事業<br>で、.....  | .....、上記<br>⑭に係る延長期間<br>までに優良住宅認<br>定を受けることが<br>困難になったと見<br>込まれることによ<br>り所轄税務署長の<br>承認を受けた事情 | 上記⑭の延長期<br>間の末日から2年<br>を経過する日まで<br>の期間内の日で当<br>該事業につき優良<br>住宅認定を受ける<br>ことができると見<br>込まれる日として<br>所轄税務署長が認<br>定した日の属する<br>年の12月31日  |
| ⑬   | .....、<br>上記⑫に掲げる<br>事業以外の事業  | .....  | .....<br>C .....<br>D .....<br>(ロ) .....<br>A .....<br>B .....   | ⑯   | .....、<br>上記⑮に掲げる<br>事業以外の事業  | .....  | .....<br>C .....<br>D .....<br>(ロ) .....<br>A .....<br>B .....   |
| ⑭   | .....、<br>特定非常災害に<br>基因するやむを<br>得ない事情があ   | .....、特例<br>期間（上記⑪～⑬に<br>より特例期間の延<br>長が認められてい  | .....<br>(イ) .....<br>A .....<br>B .....   | ⑰の② | .....、<br>特定非常災害に<br>基因するやむを<br>得ない事情があ   | .....、特例<br>期間（上記⑭～⑰に<br>より特例期間の延<br>長が認められてい  | .....<br>(イ) .....<br>A .....<br>B .....   |

| 改正後         |  |                                      |    | 改正前   |             |  |                                      |    |   |
|-------------|--|--------------------------------------|----|---|-------------|--|--------------------------------------|----|---|
|             | るもの（上記⑪～⑬により特例期間の延長が認められている場合を含む。）                                 | る場合には、……                             |    | C ……<br>D ……<br>E ……<br>(ロ) ……<br>A ……<br>B ……                                  |             | るもの（上記⑭～⑯により特例期間の延長が認められている場合を含む。）                                   | る場合には、……                             |    | C ……<br>D ……<br>E ……<br>(ロ) ……<br>A ……<br>B ……                                  |
| ・<br>・<br>・ | ⑮ ……   | ……                                   | …… | ……。<br>(イ) ……<br>A ……<br>B ……<br>C ……<br>D ……<br>(ロ) ……<br>A ……<br>B ……         | ・<br>・<br>・ | ⑰ ……   | ……                                   | …… | ……。<br>(イ) ……<br>A ……<br>B ……<br>C ……<br>D ……<br>(ロ) ……<br>A ……<br>B ……         |
|             | ⑯ 上記⑮に掲げる事業で、特定非常災害に基因するやむを得ない事情があるもの（上記⑮により特例期間の延長が認められている場合を含む。） | ……、特例期間（上記⑮により特例期間の延長が認められている場合には、…… | …… | ……。<br>(イ) ……<br>A ……<br>B ……<br>C ……<br>D ……<br>E ……<br>(ロ) ……<br>A ……<br>B …… |             | ⑰の② 上記⑰に掲げる事業で、特定非常災害に基因するやむを得ない事情があるもの（上記⑰により特例期間の延長が認められている場合を含む。） | ……、特例期間（上記⑰により特例期間の延長が認められている場合には、…… | …… | ……。<br>(イ) ……<br>A ……<br>B ……<br>C ……<br>D ……<br>E ……<br>(ロ) ……<br>A ……<br>B …… |

| 改正後                |   |                                    |         |     | 改正前                |   |  |         |     |
|--------------------|---|------------------------------------|---------|-----|--------------------|---|--|---------|-----|
| 別表2<br>収用証明書の区分一覧表 |   |                                    |         |     | 別表2<br>収用証明書の区分一覧表 |   |  |         |     |
| 区 分                | 内 容   | 発 行 者                              | 根 拠 条 項 | 備 考 | 区 分                | 内 容   | 発 行 者  | 根 拠 条 項 | 備 考 |
| ⑤0                 | .....   | .....                              | .....   |     | ⑤0                 | .....   | .....  | .....   |     |
| (イ)                | 都市再開発法第79条第3項《床面積が過小となる施設建築物の一部の処理》の規定により施設建築物の一部等若しくは施設建築物の一部について <u>の借家権が与えられないように定められた資産又は同法第111条《特則》の規定により読み替えられた同項の規定により建築施設の部分若しくは施設建築物の一部についての借家権が与えられないように定められた資産</u> | .....                              | .....   |     | (イ)                | 都市再開発法第79条第3項《床面積が過小となる施設建築物の一部の処理》(同法第111条《特則》の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定により施設建築物の一部等又は建築施設の部分が与えられないように定められた資産 | .....  | .....   |     |
| (ロ)                | 都市再開発法第71条第1項又は第3項《権利変換を希望しない旨の申出等》の申出に基づき同法第87条《権利変  | .....、措置法令第22条第11項各号に掲げる場合のいずれか(都市 |         |     | (ロ)                | 都市再開発法第71条第1項《権利変換を希望しない旨の申出等》の申出に基づき同法第87条《権利変換を受けなかった資産   | .....、措置法令第22条第11項各号に掲げる場合のいずれか(都市再開発法第71条第1項の申出をした者が同法第70条の2第1項の申出をすることができる場合 |         |     |
|                    |   |                                    |         |     | (ハ)                | .....   |  |         |     |

| 改 正 後   |   |           |                        |  | 改 正 前  |  |                        |                        |  |
|---|---|-----------|------------------------|--|--|--|------------------------|------------------------|--|
| 換期日における権利の変換)又は第88条第1項、第2項若しくは第5項の規定による権利変換を受けなかった資産<br>(ハ) . . . . .   | 再開発法第71条第1項又は第3項の申出をした者が同法第70条の2第1項の申出をすることができる場合には、. . . . .   |           |                        |  |  | には、. . . . .   |                        |                        |  |
| 50の2) . . . . .<br>(イ) 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第212条第3項の規定により防災施設建築物の一部等若しくは防災施設建築物の一部についての借家権が与えられないように定められた資産又は密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行令第43条の規定により読み替えられた同項の規定により防災建築施設の部分若しくは防災施設建築物の一部についての借家権が与えられないように定められた資産 | . . . . .<br>. . . . .、<br>措置法令第22条第14項各号に掲げる場合のいずれか(密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第203条第1項又は第3項の申出をした者が同法第202条第1項の申出をすることができる場合には、. . . . . | . . . . . | . . . . .<br>. . . . . |  | 50の2) . . . . .<br>(イ) 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第212条第3項(密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行令第43条の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定により防災施設建築物の一部等又は防災建築施設の部分が与えられないように定められた資産<br>(ロ) 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第203条第1項の申出に基づき同法第221条の規定による権利の変換を | . . . . .<br>. . . . .、<br>措置法令第22条第14項各号に掲げる場合のいずれか(密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第203条第1項の申出をした者が同法第202条第1項の申出をすることができる場合には、. . . . . | . . . . .<br>. . . . . | . . . . .<br>. . . . . |  |



| 改 正 後  |  |   |   |                        | 改 正 前   |                                  |  |   |  |                        |   |
|--|--|---|---|------------------------|---|----------------------------------|--|---|--|------------------------|---|
| (ロ) 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第203条第1項又は第3項の申出に基づき同法第221条又は第222条第1項、第2項若しくは第5項の規定による権利の変換を受けなかった資産<br>(ハ) . . . . . |  |   |   |                        | 受けなかった資産<br>(ハ) . . . . .   |                                  |  |   |  |                        |   |
| 収用若しくは使用又は換地処分等をされた土地の上にある資産について   | ⑳<br>イ . . . . .、<br>又は取壊し若しくは除去をしな<br>ければならなくな<br>った場合<br>ロ . . . . .、<br>その土地の上<br>ある資産の取壊<br>し又は除去をし<br>なければならな<br>くなった場合 | <u>これらの土地の上にある資産又はその土地の上にある建物に係る配偶者居住権(当該配偶者居住権の目的となつて</u><br><u>いる建物の敷地の用に供される土地等を当該配偶者居住権に基づき使用する権利を含む。)</u><br>(以下「対象資産」とい | <u>これらの土地の収用若しくは使用を</u><br><u>することができる者、</u><br><u>これらの土地に係る土地</u><br><u>地区画整理</u><br><u>事業、. . . . .</u> | . . . . .<br>. . . . . | ※ . . . . .、<br>当該対象資産に係る土地又は土地の上<br>存する権利につき③から④<br>まで、. . . . . | 収用若しくは使用又は換地処分等をされた土地の上にある資産について | ⑳<br>イ . . . . .、<br>又は取りこわし<br>若しくは除去を<br>しなければなら<br>なくなった場合<br>ロ . . . . .、<br>その土地の上<br>ある資産の取り<br>こわし又は除去<br>をしなければなら<br>なくなった場<br>合 | <u>これらに該当する資産及び資産の</u><br><u>対価又は補償金である</u><br><u>旨の証明(代行買取(※)</u><br><u>の場合にあつては、. . . . .</u> | <u>当該資産のある土地の</u><br><u>収用若しくは使用をす</u><br><u>ることができる者、当該</u><br><u>土地に係る土地地区画整</u><br><u>理事業、. . . . .</u> | . . . . .<br>. . . . . | ※ . . . . .、<br>当該資産に係る土地又は土地の上<br>存する権利につき③から④<br>まで、. . . . . |

| 改 正 後              |   |   |   |                             | 改 正 前  |       |  |  |  |
|--------------------|---|---|---|-----------------------------|--|-------|--|--|--|
| て買取り、取壊し、除却があつた場合等 |   | う。)である旨及び当該対象資産に係る対価又は補償金である旨の証明(代行買収(※)の場合にあっては、……                                 |   |                             |  |       |  |  |  |
|                    | ⑥③<br>イ 配偶者居住権の目的となつて<br>いる建物の敷地の用に供される土地等が①から⑤②まで又は⑤③から⑥①までに該当したことに伴い、当該土地等を当該配偶者居住権に基づき使用する権利の価値が減少した場合<br>ロ 配偶者居住権の目的となつて<br>いる建物が①から④⑨の②まで又は⑥④に該当したことに伴い、当該建物の敷地の用に供される土地等を当該配偶 | 当該権利に係る対価又は補償金である旨の証明(代行買収(※)の場合にあっては、当該代行買収を行う者の名称及び所在地の記載があるもの)並びに当該対価又は補償金に関する明細 | 当該権利に係る配偶者居住権の目的となつて<br>いる建物若しくは当該建物の敷地の用に供される土地等の収用若しくは使用をすることができる者又は当該建物若しくは当該土地等に係る第一種市街地再開発事業の施行者若しくは防災街区整備事業の施行者(代行買収の場合 | 措置法33条3項4号<br>措置法規則14条5項12号 | ※ 「代行買収」とは、「発行者」欄に掲げる者が、国、地方公共団体又は独立行政法人都市再生機構であり、かつ、当該権利に係る当該建物若しくは当該土地等につき③から④⑩まで、④⑪、④⑫又は④⑬から④⑭の③までに該当するものである場合において、これらの者に代わり、地方公共団体又は地方公共団体が財産を提供して設立した団体(地方公共団体以外の者が財産を提 | (新 設) |  |  |  |

| 改 正 後 |                              |       |   |       | 改 正 前                                    |    |       |       |       |
|-------|------------------------------|-------|---|-------|--|----|-------|-------|-------|
|       | <u>者居住権に基づき使用する権利が消滅した場合</u> |       | <u>における当該対価又は補償金に関する明細については、当該支払をする者)</u> |       | <u>供して設立した団体を除く。)が行う当該対価又は補償金の支払をいう。</u> |    |       |       |       |
| ・     | ⑥4                           | ..... | .....                                     | ..... |  | ⑥3 | ..... | ..... | ..... |
| ・     | ⑥5                           | ..... | .....                                     | ..... |  | ⑥4 | ..... | ..... | ..... |
| ・     | ⑥6                           | ..... | .....                                     | ..... |  | ⑥5 | ..... | ..... | ..... |

改正後

別表4

特定住宅地造成事業等に関する証明書の区分一覧表

| 区 分 | 内 容   | 発 行 者     | 根 拠 条 項   | 備 考   |
|-----|---|-----------|-----------|---|
| ㉑   | (イ) . . . . .   | . . . . . | . . . . . | ※1 . . . . .  |
| (イ) | A . . . . .   |           | . . . . . | ※2 . . . . .  |
| (ロ) | B . . . . .   |           |           | ※3 . . . . .  |
| A   | (ロ) . . . . .   | . . . . . |           | ※4 . . . . .  |
| B   |   |           |           | ※5 . . . . .  |
| C   |   |           |           | ※6 . . . . .  |
| D   |   |           |           | ※7 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和60年国家公安委員会規則第1号）附則第2項《経過措置》の規定の適用に係るものに限る。 |
| E   |   |           |           | ※8 . . . . .  |
| (ハ) |   |           |           |   |
| (ニ) |   |           |           |   |
| (ホ) | 道路運送車両法第77条《自動車特定整備事業の種類》に規定する自動車特定整備事業（※5）を営んでいる者の当該事業の事業場の規模が昭和42年改正規則又は昭和53年改正規則（※6）の施行の際昭和42年改正規則による改正後の道 |           |           |   |

改正前

別表4

特定住宅地造成事業等に関する証明書の区分一覧表

| 区 分 | 内 容   | 発 行 者     | 根 拠 条 項   | 備 考  |
|-----|---|-----------|-----------|--|
| ㉑   | (イ) . . . . .   | . . . . . | . . . . . | ※1 . . . . .   |
| (イ) | A . . . . .   |           | . . . . . | ※2 . . . . .   |
| (ロ) | B . . . . .   |           |           | ※3 . . . . .   |
| A   | (ロ) . . . . .   | . . . . . |           | ※4 . . . . .   |
| B   |   |           |           | ※5 . . . . .   |
| C   |   |           |           | ※6 . . . . .   |
| D   |   |           |           | ※7 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和60年国家公安委員会規則第1号）の附則第2項《経過措置》の規定の適用に係るものに限る。 |
| E   |   |           |           | ※8 . . . . .   |
| (ハ) |   |           |           |  |
| (ニ) |   |           |           |  |
| (ホ) | 道路運送車両法第77条《自動車分解整備事業の種類》に規定する自動車分解整備事業（※5）を営んでいる者の当該事業の事業場の規模が昭和42年改正規則又は昭和53年改正規則（※6）の施行の際昭和42年改正規則による改正後の道 |           |           |  |

| 改 正 後  |  |                                      |                                     |   | 改 正 前  |  |  |                                     |  |
|--|--|--------------------------------------|-------------------------------------|---|--|--|--|-------------------------------------|--|
| 路運送車両法<br>施行規則第57<br>条第1号《認<br>証基準》及び<br>別表第2号又<br>は昭和53年改<br>正規則による<br>改正後の道路<br>運送車両法施<br>行規則別表第<br>4の規定に適<br>合しない場合<br>の当該事業場<br>に係る建築物<br>又は構築物<br>(ハ) . . . . . |  |                                      |                                     |   | 路運送車両法<br>施行規則第57<br>条第1号《認<br>証基準》及び<br>別表第2号又<br>は昭和53年改<br>正規則による<br>改正後の道路<br>運送車両法施<br>行規則別表第<br>4の規定に適<br>合しない場合<br>の当該事業場<br>に係る建築物<br>又は構築物<br>(ハ) . . . . . |  |  |                                     |  |
| ⑳ . . . . .、<br>同項の農地中間<br>管理機構(※2)<br>に買い取られる<br>場合   | (イ) . . . . .<br>(ロ) . . . . .<br>(ハ) 当該土<br>地等の買<br>取りをす<br>る者が左<br>の農地中<br>間管理機<br>構に該当<br>する旨を<br>証する書<br>類 | . . . . .<br>. . . . .<br>都道府県知<br>事 | . . . . .<br>. . . . .<br>. . . . . | ※1 . . . . .<br>※2 農地中間管理機構<br>は、公益社団法人(その<br>社員総会における議決権<br>の総数の2分の1以上の<br>数が地方公共団体により<br>保有されているものに限<br>る。)又は公益財団法人<br>(その設立当初において<br>拠出をされた金額の2分<br>の1以上の金額が地方公<br>共団体により拠出をされ<br>ているものに限る。)であ<br>って、. . . . .<br>※3 . . . . . | ⑳ . . . . .、<br>同項に規定する<br>農地利用集積円<br>滑化団体等(※<br>2)に買い取ら<br>れる場合   | (イ) . . . . .<br>(ロ) . . . . .<br>(ハ) 当該土<br>地等の買<br>取りをす<br>る者が左<br>の農地利<br>用集積円<br>滑化団体<br>等に該当<br>する旨を<br>証する書<br>類 | . . . . .<br>. . . . .<br>都道府県知<br>事又は市町<br>村長 | . . . . .<br>. . . . .<br>. . . . . | ※1 . . . . .<br>※2 農地利用集積円滑化<br>団体等が、一般社団法人<br>若しくは一般財団法人で<br>ある農業経営基盤強化促<br>進法第15条第2項に規定<br>する農地利用集積円滑化<br>団体である場合又は同項<br>に規定する農地中間管理<br>機構である場合には、公<br>益社団法人(その社員総<br>会における議決権の総数<br>の2分の1以上の数が地<br>方公共団体により保有さ<br>れているものに限る。)又<br>は公益財団法人(その設 |

| 改正後 |  |  |  |  | 改正前      |  |  |  |   |
|-----|--|--|--|--|----------|--|--|--|---|
|     |  |  |  |  |          |  |  |  | 立当初において拠出をされた金額の2分の1以上の金額が地方公共団体により拠出をされているものに限る。) であつて、・・・・。 |
|     |  |  |  |  | ※3 ..... |  |  |  |   |

| 改正後  |  |  |                   |  | 改正前   |   |  |                   |  |
|--|--|--|-------------------|--|---|---|--|-------------------|--|
| 別表5<br>農地保有の合理化等に関する証明書の区分一覧表  |  |  |                   |  | 別表5<br>農地保有の合理化等に関する証明書の区分一覧表   |   |  |                   |  |
| 区 分  | 内 容  | 発 行 者  | 根 拠 条 項           | 備 考  | 区 分   | 内 容   | 発 行 者  | 根 拠 条 項           | 備 考  |
| ④ 農業経営基盤強化促進法第5条第3項《農業経営基盤強化促進基本方針》に規定する農地中間管理機構(※1)に対し、当該農地中間管理機構が行う事業(※2)のために農地法第2条第1項《定義》に規定する農地(同法第43条第1項《農作物栽培高度化施設に関する特例》の規定により農作物の栽培を耕作に該当するものとみなして適用する同法 | (イ) ……<br>(ロ) ……<br>A ……<br>(A) ……<br>(B) ……<br>B ……<br>(A) ……<br>(B) ……<br>(ハ) 当該農地等の買入れをする者が左の農地中間管理機構に該当する旨を証する書類 | ………<br>………<br>………<br>………<br>………<br>………<br>………<br>………<br>………<br>………<br>都道府県知事 | ………<br>………<br>……… | ※1 <u>農地中間管理機構</u> は、 <u>公益社団法人</u> (その社員総会における議決権の総数の2分の1以上の数が地方公共団体により保有されているものに限る。)又は……。<br>※2 <u>「当該農地中間管理機構が行う事業」とは、農業経営基盤強化促進法第7条の規定により行われる事業で、同条第1号に掲げるものをいう。</u><br>※3 ……。 | ④ 農業経営基盤強化促進法第5条第3項《農業経営基盤強化促進基本方針》に規定する農地中間管理機構又は同法第11条の14《委任の申込みに応ずる義務》に規定する農地利用集積円滑化団体(※1)に対し、これらの法人が行う事業(※2)のために農地法第2条第1項《定義》に規定する農地(同法第43条第1項《農作物栽培高度化施設に関する特例》の | (イ) ……<br>(ロ) ……<br>A ……<br>(A) ……<br>(B) ……<br>B ……<br>(A) ……<br>(B) ……<br>(ハ) 当該農地等の買入れをする者が左の農地中間管理機構又は農地利用集積円滑化団体に該当する旨を証する書類 | ………<br>………<br>………<br>………<br>………<br>………<br>………<br>………<br>………<br>………<br>都道府県知事又は市町村長 | ………<br>………<br>……… | ※1 <u>農地中間管理機構</u> 又は <u>一般社団法人</u> 若しくは <u>一般財団法人</u> である農地利用集積円滑化団体である場合には、公益社団法人(その社員総会における議決権の総数の2分の1以上の数が地方公共団体により保有されているものに限る。)又は……。<br>※2 <u>「これらの法人が行う事業」とは、次に掲げる事業をいう。</u><br>(1) <u>農地中間管理機構の場合</u> は、 <u>農業経営基盤</u> |

| 改 正 後  |  |  |  |  | 改 正 前   |  |  |  |  |
|--|--|--|--|--|---|--|--|--|--|
| 第2条第1項に規定する農地を含む。以下この項において同じ。)若しくは採草放牧地で農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号《市町村の定める農業振興地域整備計画》に規定する農用地区域として定められている区域内にあるもの、…… |  |  |  |  | 農作物の栽培を耕作に該当するものとみなして適用する同法第2条第1項に規定する農地を含む。以下この項において同じ。)若しくは採草放牧地で農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号《市町村の定める農業振興地域整備計画》に規定する農用地区域として定められている区域内にあるもの、…… |  |  |  | 強化促進法第7条の規定により行われる事業で、同条第1号に掲げるものに限る。<br>② 農地利用集積円滑化団体の場合は、農業経営基盤強化促進法第4条第3項に規定する農地利用集積円滑化事業で、同項第1号ロに掲げるものに限る。<br>※3 ……。 |
| <hr/>  |  |  |  |  | <hr/>   |  |  |  |  |